

## 付 属 書 B 申請書類の記載例

- ・記載例は申請書、本県・本市の指定様式への記入方法を示したものであり、作成例はあくまでも一例です。他県申請で同類の書面があれば、活用して差し支えありません。
- ・申請に必要な書類は、次ページ「申請書・添付書類一覧表 (本文7ページの再掲)」のとおりです。
- ・更新許可時や他の許可との同時申請の場合等には、一部の提出書類を省略することができます。(27 ページ)
- ・変更届の提出時の記載例を示してあります。(31 ページ)
- ・許可申請時にはチェックシート (37 ページ) で記載内容を必ず事前確認し、誤記入、記入漏れ、必要添付書類の未添付がないようにしてください。

内容	ページ数
<input type="checkbox"/> 新規許可・更新許可に必要な書類の記載例の一式	2～26
・(特別管理)産業廃棄物収集運搬業 (積替え保管あり) 申請書・添付書類一覧	2
・産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (第1～3面)	5
・事業計画の概要 (第1面: 全体計画、取り扱う産業廃棄物の種類及び運搬量等)	9
(第2～3面: 運搬施設の概要)	10
(第4面: 収集運搬業務の具体的な計画)	12
(第5面: 環境保全措置の概要)	13
・運搬車両の写真 (第6面)	15
・運搬容器等の写真 (第7面)	16
・施設配置図	17
・施設の表示内容	19
・誓約書 (第10面)	20
・事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法 (第8面)	21
・資産に関する調書 (第9面)	22
・各種財務の関係資料 (借入金償還計画、経営再建計画書、事業収支計画)	23
<input type="checkbox"/> 一部の添付書類を省略して申請する場合の留意点	27
<input type="checkbox"/> 変更許可時の取扱い	29
<input type="checkbox"/> 変更届の記載例 (よくある変更/①役員・株主、②運搬車両等、③手続き条例が適用されないことを証明する書類)	31
<input type="checkbox"/> 許可申請用チェックシート	37

4 (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業 (積替え保管あり) 申請書・添付書類一覧

分類	No.	提出書類	申請者の別		省略可能書類				
			個人	法人	先行許可証提出 ※1	優良認定 ※2	更新・変更許可 ※3	有価証券報告書 ※4	同時申請 ※5
申請書	1	(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書 (第1面~第3面)	●						
事業計画	2	事業計画の概要 (第1面) 「全体計画、取り扱う産業廃棄物の種類及び運搬量等」	●			*	*		
	3	〃 (第2面) 「運搬車両一覧、その他運搬施設の概要」	●			*	*		
	4	〃 (第3面) 「積替え施設又は保管施設の概要」	●			*	*		
	5	〃 (第4面) 「収集運搬業務の具体的な計画」	●			*	*		
	6	〃 (第5面) 「環境保全措置の概要」	●			*	*		
施設関係	7	運搬車両の写真 (第6面) (カラー)	●				*	*	
	8	運搬車両の車検証 (写) 又は船舶国籍証書及び船舶検査証書 (写) 等	○				*	*	
	9	運搬車両の使用承諾書又は裸備船契約書 (写)	○				*	*	
	10	運搬容器等の写真 (第7面) (カラー)	●				*	*	
	11	事務所、駐車場及び積替え保管施設付近の見取図	○				*	*	
	12	積替え保管施設の配置図 (表示設置位置を含む)	◇				*	*	
	13	積替え保管施設・建屋の平面図、立面図、断面図、構造図、能力計算書	○				*	*	
	14	排水 (汚水・雨水) の経路図	◇				*	*	
土地関係	15	施設の表示の内容を記載した書類	◇				*	*	
	16	不動産登記法第14条規定の地図又は公図 (積替え保管施設、駐車場) (コピー)	○				*	*	
	17	土地、建屋の登記事項証明書 (積替え保管施設、駐車場) (コピー)	○				*	*	
維持管理	18	土地、施設、建屋の使用承諾書 (積替え保管施設、駐車場) (写)	○				*	*	
	19	維持管理計画書	◇				*	*	
会社関係	20	定款、寄附行為 (写)	—	○			*	*	*
	21	申請法人の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) (コピー)	—	○				*	*
修了証等	22	事業を行うに足りる知識・技能説明書類 (講習会修了証 (写))	○						
	23	権限確認書類 (講習会修了者が、申請者・役員又は申請法人の登記事項証明書に記載された使用人以外の者である場合、契約を締結する権限を有することを示す書類)	◇						
住民票等	24	申請者の住民票 (本籍地 (外国人にあつては国籍等) の記載があるもの、マイナンバーの記載がないもの)、登記されていないことの証明書 (後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書) (コピー)	○	—		*			*
	25	誓約書 (第10面)	●			*			*
	26	【申請者が未成年のとき】 法定代理人の住民票 (本籍地 (外国人にあつては国籍等) の記載があるもの、マイナンバーの記載がないもの)、登記されていないことの証明書 (後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書) (コピー)	○	—		*			*
	27	役員の住民票 (本籍地 (外国人にあつては国籍等) の記載があるもの、マイナンバーの記載がないもの) の記載があるもの、登記事項証明書 (コピー)	—	○		*			*
	28	株主等の住民票 (本籍地 (外国人にあつては国籍等) の記載があるもの、マイナンバーの記載がないもの)、登記されていないことの証明書 (後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書) (コピー)	—	○		*			*
	29	【別法人が株主等になっているとき】 株主等の登記事項証明書 (コピー)	—	○		*			*
財務	30	【使用人があるとき】 使用人の住民票 (本籍地 (外国人にあつては国籍等) の記載があるもの、マイナンバーの記載がないもの)、登記されていないことの証明書 (後見登記等に関する法律に規定する登記事項証明書) (コピー)	○	○		*			*
	31	事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法 (第8面)	●						*
	32	法人税の納税証明書: 直前3年の各事業年度分 (その1・納税額等証明用)	—	○			*	*	*
	33	確定申告書 (写): 直前3年の各事業年度分 (法人税は別表1・ト)、所得税は第一表のみ)	○				*	*	*
	34	貸借対照表: 直前3年の各事業年度分	—	○			*	*	*
	35	損益計算書: 直前3年の各事業年度分	—	○			*	*	*
	36	株主資本等変動計算書: 直前3年の各事業年度分	—	○			*	*	*
	37	個別注記表: 直前3年の各事業年度分	—	○			*	*	*
	38	資産に関する調書 (第9面)	●	—					*
	39	所得税の納税証明書: 直前3年分 (その1・納税額等証明用)	○	—					*
	40	融資関係書類の写、金融機関からの借入金に係る貸付決定書等 (事業の開始に当たって資金等の調達は借入金から行った場合)	◇						*
	41	借入金償還計画 (No.31の資金調達が借入金の場合)	◆						*
	42	経営再建計画書 (債務超過、3期連続赤字など経営状態が悪い場合)	◆						*
	43	事業収支計画 (No.32~37、39を3年分提出できない場合)	◆						*
関係法令	44	関係法令等に係る許可証等 (積替え保管施設を設置する場合のみ)	◇				*	*	

【記号の意味】

- : 法定書類 (指定様式あり)、○: 法定書類 (指定様式なし)
- ◆: 法定外の本県独自の添付書類 (指定様式あり)、◇: 法定外の本県独自の添付書類 (指定様式なし)
- \*: 条件付きで省略可能書類 (詳細は次ページ参照)

【PCB廃棄物収集運搬業許可申請・添付書類一覧】

No.	提出書類	申請者の別	
		個人	法人
1	運搬容器等の構造図		○
2	危険物容器検査証等の写し		○
3	法定検査記録の写し(初回検査から法定検査期間内のものを除く)		○
4	連絡設備等の概要(一覧及び写真)		○
5	GPSシステムの概要が分かる書類(低濃度PCBのみ運搬する場合は除く)		○
6	緊急連絡先を記載した書類(緊急連絡体制図等)		○
7	応急措置設備及び器具等の概要(一覧及び写真)		○
8	緊急時対応マニュアル		○
9	業務に直接従事する者の講習会修了証の写し((公財)日本産業廃棄物処理振興センター)		○
10	PCB廃棄物の収集運搬に関する社内講習会の概要を記載した書類		○

## 【注意事項】

注1 次の場合は、前ページ\*印の書類の省略が可能です。省略書類一覧を付けて申請してください

区 分	
1	先行許可証を提出したとき ※（特別管理）産業廃棄物収集運搬業及び（特別管理）産業廃棄物処分業に係る許可証若しくは産業廃棄物処理施設設置に係る許可証 ※先行許可証に記載の「規則第*条……の規定による許可証の提出の有無」の欄に「無」と記載された許可証であり、先行許可の日から5年以内のもの
2	優良産廃処理業者認定制度の認定を受けたとき ※ただし、申請書の「事業の用に供する施設の種類及び数量」を「事業計画の概要のとおり」と記載する場合は「事業計画の概要」第2面は省略不可
3	更新・変更許可において、事業計画・施設・土地関係・維持管理に変更がないとき ※ただし、申請書の「事業の用に供する施設の種類及び数量」を「事業計画の概要のとおり」と記載する場合は「事業計画の概要」第2面は省略不可
4	直前の事業年度に係る金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書を提出したとき ※ただし、優良産業廃棄物処理業者に該当するものとして、その許可の更新を受けようとする者である場合は、直前の2事業年度における有価証券報告書の添付が必要
5	次の許可申請を2件以上同時に行うとき 産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業 産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業

注2 その他の注意事項

### No. 8 運搬車両の車検証（写）又は船舶国籍証書及び船舶検査証書（写）等

- ・添付書類の「事業計画の概要」に記載しているすべての運搬車両又は船舶について添付すること。また、有効期間が満了していないか確認すること。
- ・自動車検査証の「車体の形状」が「冷蔵冷凍車」でない保冷車で感染性産業廃棄物を運搬する場合、保冷機能を有する車両であることが確認できる自動車メーカー発行の証明書等を添付すること。

### No. 9 運搬車両の使用承諾書又は裸備船契約書（写）

- ・運搬車両の所有者及び使用者とも申請者でない場合は、運搬車両の使用承諾書等を、船舶の場合は裸備船契約書の写しを添付すること。なお、定期備船契約の場合、船長及び乗組員は申請者の指揮監督下にあり、海上運搬に係る一切の責任は申請者にあることが明示されていることが必要。（コピー可）

### No. 10 運搬容器等の写真

- ・感染性産業廃棄物を「その他の運搬施設」で運搬する場合、保冷機能を有する容器であることが確認できるメーカー発行の証明書又は写真等を添付すること。

### No. 11 事務所、駐車場及び積替え保管施設付近の見取図

- ・住宅地図等設置する場所、周辺の住宅等が明確にわかる図面を利用すること。

### No. 14 排水（汚水・雨水）の経路図

- ・施設配置図には、排水路・排水処理設備の設置場所、排水経路及び水勾配を記載すること。

### No. 16 不動産登記法第14条規定の地図又は公図（積替え保管施設、駐車場）

- ・積替え保管施設及び駐車場の位置を記載すること。
- ・法務局で取得できるものであること。
- ・本申請日以前3か月以内のものとする。（コピー可）

### No. 17 土地、建屋の登記事項証明書（積替え保管施設、駐車場）

- ・駐車場として使用するすべての土地、車庫として使用する全ての建屋について、添付すること。
- ・証明日は、本申請日以前3か月以内のものとする。（コピー可）

### No. 18 土地、施設、建屋の使用承諾書（積替え保管施設、駐車場）

- ・土地、建屋について、所有権を有しない場合に添付すること。（コピー可）
- ・進入路が私道等の場合には、進入路に係る書類も添付すること。

### No. 19 維持管理計画書

- ・本県作成の「中間処理施設及び積替え保管施設の構造・設備指針及び維持管理指針」に基づいたものとする。

### No. 21 申請法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

- ・本申請日以前3ヶ月以内のものを提出すること。（コピー可）
- ・新規申請については、現在事項全部証明書でも可。

### No. 24、No. 26～28、No. 30 住民票、登記されていないことの証明書、株主等の登記事項証明書

- ・住民票は、本籍地（外国人にあつては国籍等）が記載されたものを提出すること。
- ・法務局が発行する登記されていないことの証明書（成年被後見人、被保佐人等に該当しないことを証明するもの）を提出すること。
- ・登記されていないことの証明書に代えて、精神の機能の障害に関する医師の診断書等でも可。
- ・本申請日以前3ヶ月以内のものを提出すること。（コピー可）

### No. 32～37、39 財務関係書類

- ・本書類は、原則として直前3年度分の納税証明書、確定申告書等を添付すること。（コピー可）
- ・確定申告書については、税務署の受付印又は電子申請等証明書のあるものを添付すること。

### No. 44 関係法令等に係る許可証等（積替え保管施設を設置する場合のみ）

- ・条例手続きを経ない場合は、手続条例が適用されないことを説明する書類を添付すること。

**記載例**

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

鳥取県知事 または 鳥取市長

申請日は、申請窓口で記入します。

申請者

住所 鳥取県鳥取市東町〇丁目〇番地  
氏名 鳥取〇〇株式会社  
代表取締役 東部 鳥太郎  
電話番号 0857-00-0000

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(以上3品目、自動車等破砕物を除く。)、木くず、がれき類(廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類にあっては、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。)、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くずにあっては水銀使用製品産業廃棄物であるものを含む。以上5品目、いずれも特別管理産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除き、いずれも積替え保管を含む。

事務所 鳥取県鳥取市東町〇丁目〇番地  
電話番号 0857-00-0000

事業場 鳥取県鳥取市西町〇丁目〇番地(駐車場)  
電話番号 0857-00-0000

事業の用に供する施設の種別及び数量 「事業計画の概要」とおり

積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

「事業計画の概要」とおり

※事務処理欄

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書についても、本記載例を参考に記入してください。

法人は法人登記事項証明書、個人は住民票の写しのとおりに記載してください。

- ・当該欄に記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し、許可申請しようとする事業の範囲を記載した書面を添付してください。**別紙の参考様式：次ページ参照**
- ・取り扱う産業廃棄物は、「付属書A 法令で規定される産業廃棄物」に記載している産業廃棄物の種類を記載してください。
- ・特定製品(石膏ボードなど)の産業廃棄物のみを取り扱う場合は、括弧書きで当該品目の具体的な名称(「(廃石膏ボードに限る。)」など)を記載してください。
- ・取り扱う産業廃棄物については、すべての産業廃棄物を記載するとともに、最後に「以上〇品目」と記載してください。
- ・取り扱う産業廃棄物に積替え保管を行う品目がある場合は、積替え保管を行う品目と行わない品目を区別して記載するなど、どの品目を積替え保管するか明確に記載してください。  
※左記の場合で、木くずのみの積替え保管を行う場合の記載例  
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(以上3品目、自動車等破砕物を除く。)、木くず、がれき類  
以上5品目、いずれも特別管理産業廃棄物であるものを除き、木くず1品目についてのみ積替え保管を含む。
- ・**石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いの有無を記載してください。**  
※記載例は、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、がれき類が石綿含有産業廃棄物を含み、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず、金属くずが水銀使用製品産業廃棄物を含む場合のものです。

- ・県内事務所がない場合、鳥取県域を管轄する営業活動の拠点となる事務所を記載してください。
- ・事務所が複数となる場合、「事業計画の概要のとおり」と記載してください。後述する必須添付書類を指します。

- ・当該欄は、本申請に係る運搬車両の駐車場について記載してください。
- ・事務所同様、駐車場が複数となる場合、「事業計画の概要のとおり」と記載してください。

- ・当該欄は、「事業計画の概要のとおり」と記載してください。後述する必須添付書類を指します。
- ・「事業の用に供する施設」とは、運搬車両、運搬容器、運搬船その他の運搬施設をいい、駐車施設等も該当します。

- ・積替え保管施設無しの場合は「なし」と記載し、施設有りの場合は「事業計画の概要のとおり」と記載してください。

【普通産業廃棄物】収集運搬業許可証申請書の第1面「事業の範囲」欄の別記説明

積替え・保管の有無	有・ <b>無</b>
-----------	-------------

廃棄物区分	許可申請する産業廃棄物	積替え・保管を行う産業廃棄物
石綿含有産業廃棄物	<b>含む</b> ・含まない	<del>含む・含まない</del>
水銀使用製品産業廃棄物	<b>含む</b> ・含まない	<del>含む・含まない</del>
水銀含有ばいじん等	含む・ <b>含まない</b>	<del>含む・含まない</del>

	産業廃棄物の種類	収集運搬を行う廃棄物の種類				積替え・保管を行う廃棄物の種類							
		取扱品目	限定がある場合その内容 <sup>(注4)</sup>				取扱品目	限定がある場合その内容 <sup>(注4)</sup>					
			石綿含有	水銀使用	水銀含有	その他		石綿含有	水銀使用	水銀含有	その他		
1	燃え殻	-											
2	汚泥	-											
3	廃油	-											
4	廃酸	-											
5	廃アルカリ	-											
6	廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く)	○	○	○	△△に限る								
	〃 (自動車等破砕物を含む)	-											
7	紙くず	-											
8	木くず	○	-	-	××は除く								
9	繊維くず	-											
10	動植物性残さ	-											
11	動物系固形不要物	-											
12	ゴムくず	-											
13	金属くず (自動車等破砕物を除く)	○	-	○									
	〃 (自動車等破砕物を含む)	-											
14	ガラスくず等 <sup>(注1)</sup> (自動車等破砕物を除く)	○	○	○									
	〃 (自動車等破砕物を含む)	-											
15	鉱さい	-											
16	がれき類	○	○										
17	家畜のふん尿	-											
18	家畜の死体	-											
19	ばいじん	-											
20	政令13号廃棄物	-											
収集・運搬について 以上、 <b>5品目</b> いずれも特別管理産業廃棄物を除く						積替え・保管について 以上、 <b>品目</b> いずれも特別管理産業廃棄物を除く							

・前ページ「事業の範囲」欄をこの用紙で表現すると「○」のみで示すことができます。(積替え保管の有無、取扱品目、石綿含有産業廃棄物等の有無など)  
 ・3種の性質限定(石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等)以外の限定条件がある場合は「その他」欄にその旨を記載してください。  
 →例:「△△に限る」「××は除く」など  
 ・積替え保管が「無」の場合、例のように右半分の記入枠を大斜線で消してください。

(注1) ガラスくず等とは、「ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く)・陶磁器くず」のことを指す。  
 (注2) 新規許可申請の場合は、許可申請を行うものについて、取扱品目に○印を、取扱わない品目には一印を付けること。  
 (注3) 更新許可申請の場合は、現に許可を受けているものについて、取扱品目に○印を、取扱わない品目には一印を付けること。  
 (注4) 限定内容にある略語の意味は次のとおり。該当する場合に○印、非該当には一印を付けること。  
 石綿含有=石綿含有産業廃棄物、水銀使用=水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有=水銀含有ばいじん等

- ・特別管理産業廃棄物の収集運搬許可申請の場合の「事業の範囲」欄をこの用紙で表現すると次のとおりになります。
- ・積替え保管が「無」の場合、例のように記入枠を大斜線で消してください。
- ・あらかじめ欄が設けられていない限定条件がある場合は、所定欄にその旨を記載してください。  
→ 例：「△△に限る」「××は除く」など

**【特別管理産業廃棄物】収集運搬業許可証申請書の第1面「事業の範囲」欄の別記説明**

積替え・保管の有無	有・ <b>無</b>
-----------	-------------

特別管理産業廃棄物の種類	収集運搬を行う廃棄物の種類		積替え・保管を行う廃棄物の種類	
	取扱品目	限定がある場合その内容	取扱品目	限定がある場合その内容
1 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）	○		/	
2 廃酸（水素イオン濃度指数 pH 2.0 以下）	○	△△に限る		
3 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 pH 12.5 以上）	○			
4 感染性産業廃棄物	-			
※ 以下、5～11 は特定有害産業廃棄物				
5 廃ポリ塩化ビフェニル等	○	低濃度 PCB 廃棄物に限る		
6 ポリ塩化ビフェニル汚染物	○	低濃度 PCB 廃棄物に限る		
7 ポリ塩化ビフェニル処理物	-			
8 廃水銀等	-			
9 指定下水道汚泥	-			
10 廃石綿等	-			

特別管理産業廃棄物の種類	取扱品目	積替え・保管の有無	限定がある場合 その内容 (有害物質に係る限定は右表)	水銀又はその化合物	カドミウム又はその化合物	鉛又はその化合物	有機燐化合物	六価クロム化合物	砒素又はその化合物	シアン化合物	ポリ塩化ビフェニル	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	一・二・ジクロロエタン	一・一・二・トリクロロエタン	一・一・一・トリクロロエタン	一・一・二・ジクロロエチレン	一・二・ジクロロエタン	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン又はその化合物	一・四・ジオキサン	ダイオキシン類
				(1) 鉍さい	○	/		-	○	○	/	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(2) ばいじん	-	/		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(3) 燃え殻	○	/	××は除く	/	○	○	/	○	○	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	-	/	-
(4) 廃油	-	/		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(5) 汚泥	-	/		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(6) 廃酸	-	/		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
(7) 廃アルカリ	-	/		/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

(注1) 新規許可申請の場合は、許可申請を行うものについて、取扱品目に○印を、取扱わない品目には-印を付けること。  
(注2) 更新許可申請の場合は、現に許可を受けているものについて、取扱品目に○印を、取扱わない品目には-印を付けること。  
(注3) 有害物質に係る限定については、廃棄物の種類ごとに、取扱う有害物質に○印を、取扱わない物質には-印を付けること。



(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市区名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
	〇〇県	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
	△△県	△△△△△△△△△△
	□□県	申請中(〇〇年〇〇月〇〇日申請)

・現在申請中の場合は、申請中(申請年月日申請)と記載してください。

申請者(個人である)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名称		住	所
ととりするまゝかあしきがいしゃ 鳥取〇〇株式会社		鳥取県鳥取市東町〇丁目〇番地	

法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)			
(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 氏名		住	所

- ・所定欄に書き切れない場合は「別紙のとおり」とし、別紙で同様の表を作って添付してください。
- ・記載に当たっては、住民票、法人の登記事項証明書のとおりに記載してください。  
→先行許可証の提出で住民票等を省略して申請される場合は特に留意してください。
- ・法人名・氏名の「ふりがな」を忘れずに

役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
ととり 東部 鳥太郎	昭和〇年〇月〇日	鳥取県鳥取市東町〇丁目〇番地	
	代表取締役	同上	
ととり 東部 鳥子	昭和〇年〇月〇日	鳥取県鳥取市東町〇丁目〇番地	
	取締役	同上	
ちゅうぶ 倉吉	昭和〇年〇月〇日	鳥取県倉吉市東蔵城〇丁目〇番地	
	取締役	同上	
せいぶ 米子	昭和〇年〇月〇日	鳥取県米子市鮎町〇丁目〇番地	
	監査役	同上	

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき)

発行済株式の総数	300 株		出資の額	1,500 万円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
ととり 東部 鳥太郎	昭和〇年〇月〇日	120株 40%	鳥取県鳥取市東町〇丁目〇番地 同上	
ととり 東部 鳥子	昭和〇年〇月〇日	60株 20%	鳥取県鳥取市東町〇丁目〇番地 同上	
かあしきがいしゃ まるまる 株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇	...	90株 30%	鳥取県倉吉市東蔵城〇丁目〇番地 ...	

- ・株式総数の5%以上を出資する者の一覧が必要です。(法人・個人ともに)
- ・所定欄に書き切れない場合は「別紙のとおり」とし、別紙で同様の表を作って添付してください。

令第6条の10に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 住	籍 所
	役職名・呼称		
きかい 境 港子	昭和〇年〇月〇日	鳥取県境港市上道町〇丁目〇番地	
	△△支店長	同上	

- 次に掲げるものの代表者がいる場合は、記載してください。
- ・本店又は支店(商人以外の者は、主たる事務所又は従たる事務所)
- ・継続的に業務を行うことが出来る施設を有する場所で、廃棄物の収集、運搬、処分、再生の業に係る契約を締結する権限を有する者(=使用人)を置くもの

備考
1 ※欄は記入しないこと。
2 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同程度の支配力を有する者と認められる者を含む。
4 都道府県知事が定める部数を提出すること。
※手数料欄



事業計画の概要

1. 事業の全体計画 (変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること)

① 事業の概要

- ・主に、鳥取県内の建設現場から出る建設系廃棄物を収集し自社積替え保管場所へ運搬する。積替え保管後は、中間処理場へ運搬する。
- ・主に、〇〇工場から出る汚泥を収集し、中間処理施設に運搬する。

② 営業範囲

- ・鳥取県、〇〇県、〇〇県

事業を行う予定の自治体名を記入してください。

排出事業者等の収集運搬委託者を記載してください。

2. 取り扱う産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物の種類	運搬量 (t/月又は m <sup>3</sup> /月)	性状	予定排出事業場の名称及び所在地	積替え又は保管を行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	木くず	〇t/月	固形	〇▽建設有限会社 岩美郡岩美町〇〇 1-2	あり 鳥取県〇〇〇	有限会社〇◇ 鳥取市〇〇123
2	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く)	〇t/月	固形	同上	あり 鳥取県〇〇〇	同上
3	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)	〇t/月	固形	同上	あり 鳥取県〇〇〇	同上
4	ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)	〇t/月	固形	同上	あり 鳥取県〇〇〇	同上
5	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む)	〇t/月	固形	同上	あり 鳥取県〇〇〇	同上
6	汚泥	〇t/月	泥状	同上	なし	株式会社△◎ ××県××市〇〇456
7	固形、液体、泥状、粉体の別を記入してください。					

運搬先が鳥取県以外の場合は、運搬先の自治体の(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを添付してください。

備考 取り扱う(特別管理)産業廃棄物の種類ごとに記載すること。

運搬元が鳥取県以外の場合は、運搬元の自治体の(特別管理)産業廃棄物収集運搬業許可証の写しを添付してください。

## 3. 運搬施設の概要

## (1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コンテナ専用車	鳥取100 あ 0000	3,800	鳥取〇〇株式会社	
2	キャブオーバ	鳥取100 い 0000	8,000	鳥取〇〇株式会社	
3	タンク車	鳥取100 う 0000	5,000	〇〇有限会社	使用承諾書添付
4	タンク車	鳥取100 え 0000	5,000	〇〇有限会社	使用承諾書添付
5	ダンプ	鳥取100 お 0000	100,000	鳥取〇〇株式会社	
6	↑			↑	
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車検証の「車体の形状」を記載してください。</li> <li>・車検証の備考欄に「積載物品は土砂等以外のものとする」等の記載がある場合には、がれき類等は運搬できません（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法）。</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・車検証に記載された所有者又は使用者を記載してください。</li> </ul>	
8					
9					
10					

事務所の所在地

鳥取市〇〇町×番地

駐車場に関する土地の登記事項証明書と一致させてください。

駐車場の所在地

同上

※ 付近の見取図を添付すること。

## (2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用途	容量	備考
コンテナ	木くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く)	〇m <sup>3</sup>	
フレコンバッグ	がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)	〇m <sup>3</sup>	
廃蛍光灯運搬用専用容器	廃蛍光灯の運搬 (水銀使用製品産業廃棄物)	50リットル	
鉄製ドラム缶	廃油	200リットル	クローズドタイプ
ポリ容器	廃酸、廃アルカリ	30リットル	樹脂製

・感染性産業廃棄物を運搬する場合は「保冷機能付きの容器」等の容器が必要です。(詳細は■ページを参照)

(3) 積替施設又は保管施設の概要

・積替え保管施設がない場合は、「なし」と記載します。

・所在地

鳥取県倉吉市〇〇

・保管する産業廃棄物の種類及び保管数量

①木くず 〇〇m<sup>3</sup>

②がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く) 〇〇m<sup>3</sup>

③がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む) 〇〇m<sup>3</sup>

④ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を除く) 〇〇m<sup>3</sup>

⑤廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず(水銀使用製品産業廃棄物を含む) 〇〇m<sup>3</sup>

・関連図面

別紙のとおり

・この欄に記載しにくい場合は「別紙のとおり」として整理してください。

※構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。

(第4面)

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

第5面に記載のとおり



・この情報は5面に記載の「使用する車両種類」で示します。

(2) 収集運搬業務を行う時間

9時～17時（休憩1時間）

(3) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始（12月28日～1月3日）

従業員数の内訳

申請する年月日を記入してください。

○年○月○日現在

申請者又は 申請者の登記上 の役員	政令第6条の10で 準用する第4条の7 に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記外 の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
3人	1人	0人	1人	5人 (役員1人兼務)	3人	0人	12人

・「合計」は従業員の全体数を示します。  
役割の兼務があれば、左欄の内訳（役員～その他）の合計値と異なることもあります。

## 5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

必要事項を列挙する書き方のほか、下表のような整理も可能です。

その際には、特に措置が必要な廃棄物の種類・品目・性質をすべて列挙し、

①想定される具体的な廃棄物の例と排出先、②使用する車両の種類、③運搬時に講じる措置内容を記載してください。

なお、③に関しては「・・・防止のため、△△して運搬する」のように講ずる措置の目的も説明してください。

## &lt;運搬に際して講ずる措置&gt;

廃棄物の種類・品目・性状など	①具体的な廃棄物の例／排出先、②使用する車両種類、③運搬時に講じる措置
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず等、がれき類	①左欄に列挙する廃棄物／建設現場、各種工場など ②ダンプ ③飛散防止のために荷台にはシートがけを行う。
燃え殻	①発電ボイラーからの燃え殻など／ボイラー施設を有する工場など ②ダンプ、キャブオーバ ③飛散流出防止のために蓋付きドラム缶で運搬する。
汚泥 (特管産廃も同様)	①排水処理施設の余剰汚泥など／各種工場など ②ダンプ、キャブオーバ ③飛散・漏洩防止のために蓋付きドラム缶にて梱包し運搬する。
廃油	①食品の製造工程で排出される廃油など／各種工場など ②吸引車 ③漏洩防止のために吸引車で運搬する。
廃酸・廃アルカリ (特管産廃も同様)	①機械製造工程で排出される廃酸・廃アルカリ液など／各種工場など ②ダンプ、キャブオーバ ③漏洩防止のためにポリ容器、耐酸・耐アルカリの蓋付きドラム缶に入れて運搬する。
動植物性残さ	①食品の製造工程の余剰原料など／各種工場など ②ダンプ、キャブオーバ ③飛散・漏洩・悪臭防止のために蓋付きドラム缶に入れて運搬する。
鋳さい	①金属加工時の鋳物砂など／各種工場など ②ダンプ、キャブオーバ ③飛散・流出防止のために蓋付きドラム缶にて梱包し運搬する。
家畜の死体	①家畜(牛・馬・豚など)の死体／畜産農家など ②バン ③飛散・悪臭・漏洩防止のために、ビニール袋に入れた上、蓋付きコンテナに入れて運搬する。
ばいじん	①発電ボイラーからの集じん捕集ダストなど／各種工場など ②ダンプ、キャブオーバ ③飛散・流出防止のために蓋付きドラム缶にて梱包し運搬する。
石綿含有産業廃棄物	①家屋の解体から生じるがれき類など／解体工事現場など ②ダンプ ③飛散・破砕・他物との混合防止のためにフレコンバッグで梱包し運搬する。
水銀使用製品産業廃棄物	①廃蛍光管／オフィス・事務所など ②バン ③破損防止・他物との混合防止のために緩衝材等で養生した上で専用容器を用いて運搬する。
水銀含有ばいじん等	①焼却施設に伴い発生するばいじんなど／各種工場など ②キャブオーバ ③金属水銀が含まれている場合は、水銀の揮発防止、漏洩・混合防止のために密閉できるケミカルドラム缶を用い、高温を避けて運搬する。
廃石綿等	①家屋の解体から生じる石綿保温材など／解体工事現場など ②ダンプ ③破損防止・他物との混合防止のため、排出場所より薬剤による安定化等の措置を講じた後二重梱包し運搬する。
感染性産業廃棄物	①感染性産業廃棄物／病院など ②冷蔵冷凍車 ③感染性産業廃棄物専用容器に入れ、保冷・密閉した状態で運搬する。
廃PCB等、PCB汚染物	①トランス、コンデンサなど／事務所、各種工場など ②バン ③漏洩防止のためドラム缶に入れて密閉し、転倒しないよう固定して運搬する。トランス・コンデンサを容器に入れずに運搬する場合には、オイルパン等の上に乗せることにより環境中への流出しないよう防護措置を行う。

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

- ・積替え保管施設に関する記載内容です。
- ・下記のような内容や積替え保管施設の維持管理のために行っている事項を記載します。
- ・既に作成している場合は、別紙扱いにして添付してもらえば結構です。

<積替え保管施設において講ずる措置>

積替え保管施設については、以下の「周辺区域の生活環境保全のための措置」のとおり

周辺区域の生活環境保全のための措置

(1) 大気汚染対策

- ・運搬車両は極力暖気、空ふかしをしない。(アイドリングストップ)

(2) 水質汚濁防止対策

- ・雨水の影響を受けないように、保管施設は屋内設置とする。
- ・施設内には雨水を適切に排除できる排水路を設置し、排水路や集水マスに土砂撤去を定期的におこなう。

(3) 騒音・振動防止対策

- ・選別作業等は建屋内で行い、騒音・振動の影響を少なくする。

(4) 悪臭防止対策

- ・保管施設は建屋内に設置する。

(5) 飛散防止・混合防止対策

- ・保管区域には表示看板を設置し、白線ラインで区分を明確にしておく。
- ・水銀使用製品産業廃棄物(=廃蛍光管等)は、飛散・混合防止のための専用容器に入れて保管する。
- ・石綿含有産業廃棄物は、飛散・混合防止のためにフレコンバックの封を閉じ、荷姿のまま保管する。
- ・水銀含有ばいじん等(=燃え殻)は、密閉ドラム缶にて異常高温とならないように保管する。

(6) 維持管理目標値

- ・騒音:敷地境界上における騒音レベル:65dB以下
- ・振動:敷地境界上における振動レベル:65dB以下



(第6面)

運搬車両の写真

自動車登録番号又は  
車両番号

鳥取400 あ 〇〇-〇〇

前  
面  
写  
真

・カラー写真で作成してください。



- ・車両の真正面を撮影してください。
- ・ナンバープレートが後面しか設置されていない車両については、後面を撮影してください。
- ・ナンバープレートが確認できるような鮮明な写真が必要です。もし、表示が見にくい場合には、ナンバープレート部の拡大写真を追加してください。

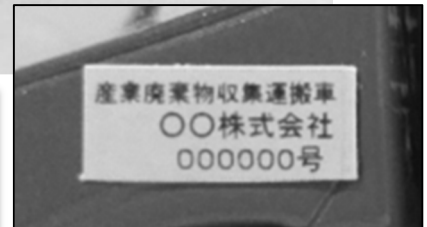


- ・車両の側面（真横）を撮影してください。
- ・名称等の車体の表示が確認できる写真としてください。
- ・既に許可を有している場合には、次の所定事項が表示されていることが必要です。「産業廃棄物収集運搬車」「会社名(事業者名)」「許可番号」
- ・車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付してください。

側  
面  
写  
真



＜車両表示の基準＞（詳細は■ページを参照）  
車体の両側面に鮮明かつ識別しやすい色の文字で表示  
「産業廃棄物収集運搬車」の文字 =5cm以上  
「会社名」、「許可番号」の文字 =3cm以上



撮影

〇〇年〇〇月〇〇日

(第7面)

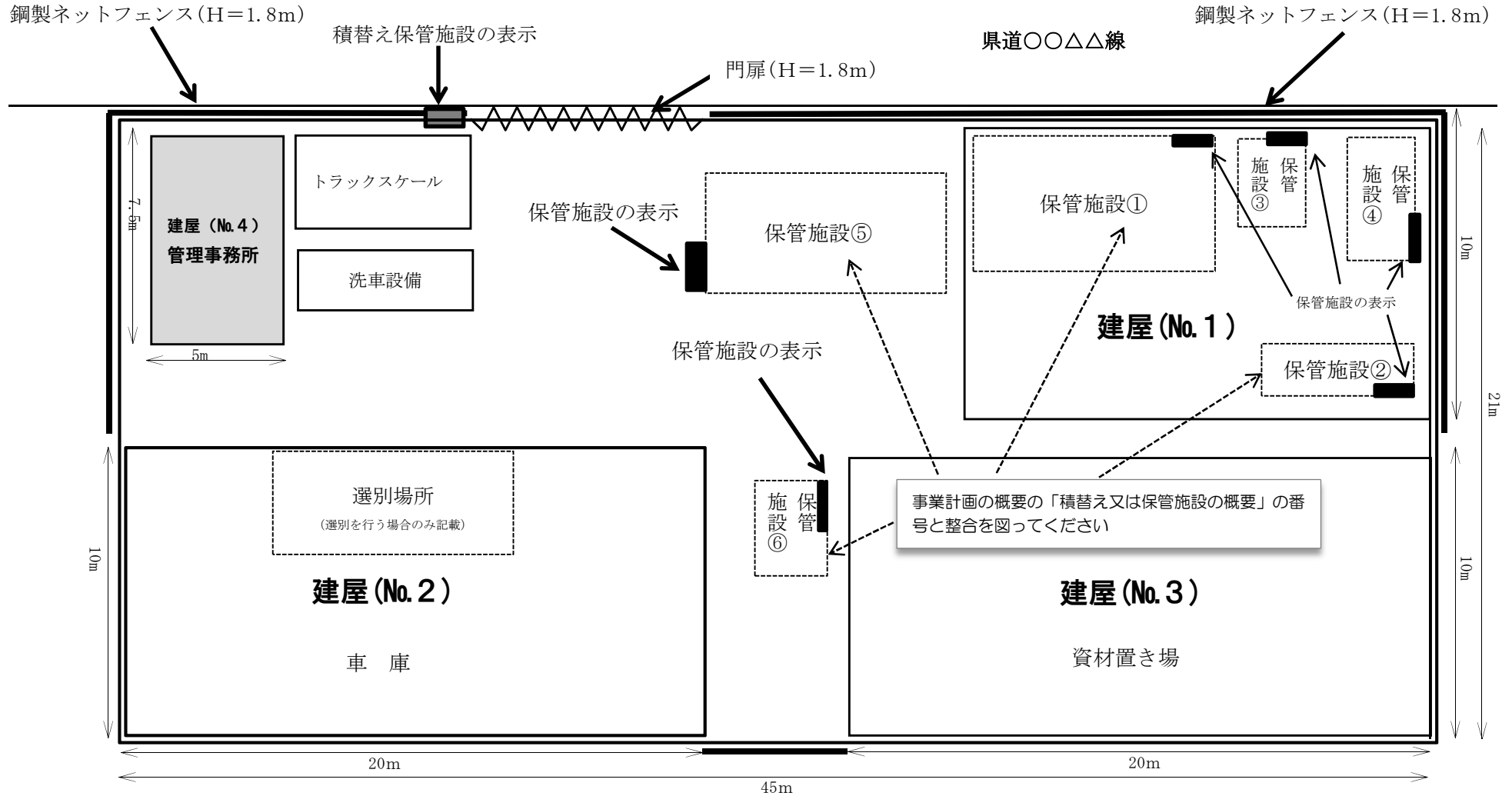
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	コンテナ (8m <sup>3</sup> )	用途	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く)	
<p>・容器の全体が写るように撮影してください。</p> 				
			撮影	〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)	
				
			撮影	〇〇年〇〇月〇〇日

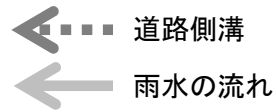
**施設配置図 (S=1:200)**

- 土地の公図に記載した施設の位置と整合を取って下さい。
- 排水経路が必要な場合は、これと同じ図面を用意して、水の流れを矢印で追記すれば便利です。(次ページ参照)



※保管施設がしきり等により区画されていないときは、区画の明示方法を記入してください。(例:保管施設は白線引きにより区画する。)

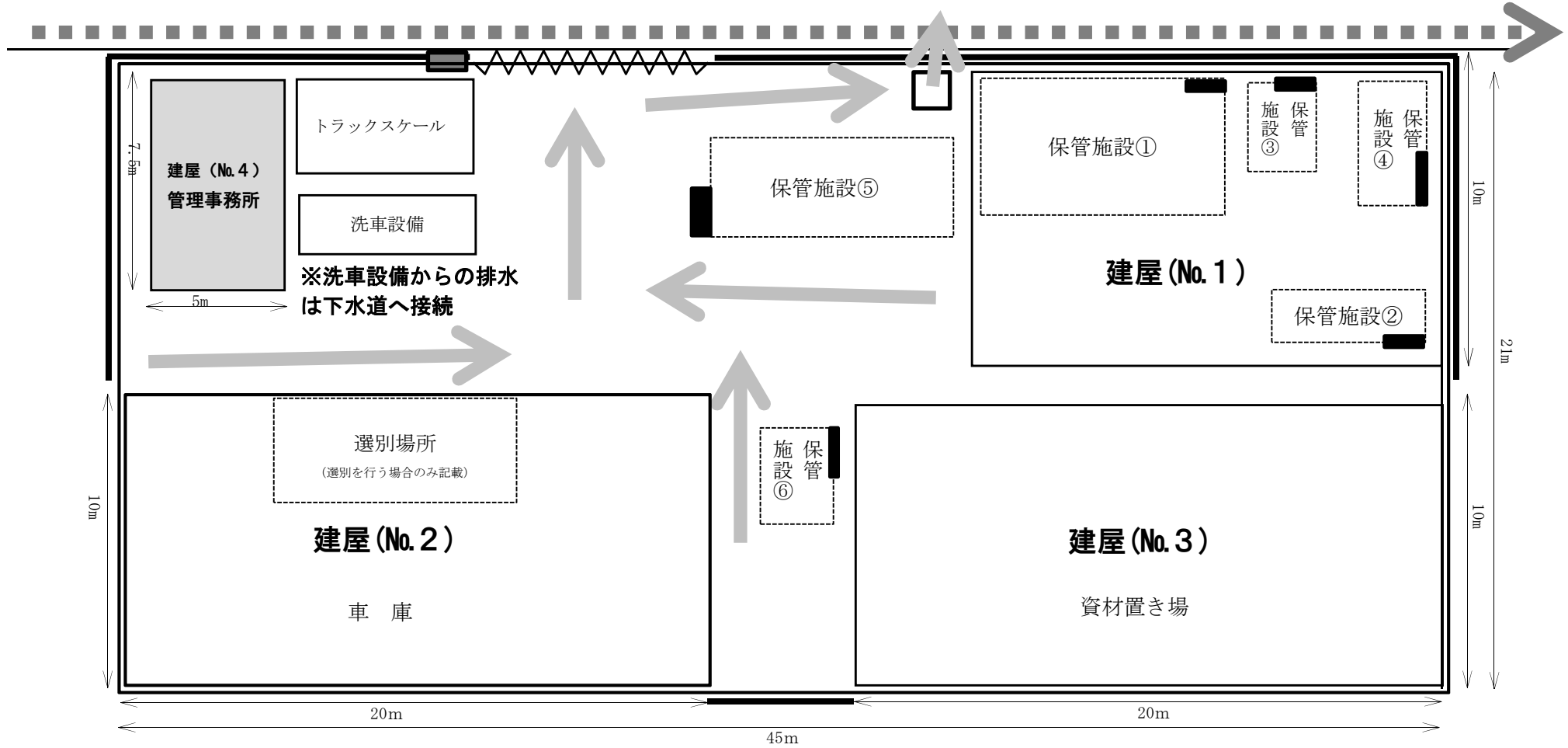
排水（汚水・雨水）の経路図（S=1:200）



※洗車設備からの排水は下水道へ接続



県道〇〇△△線



施設の表示内容

積替え保管施設の表示

産業廃棄物の積替え保管施設				15 cm	
産業廃棄物の種類	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く)	保管量の上限	48m <sup>3</sup>	15 cm	
		保管の最高高さ	3m	15 cm	
許可年月日	(許可の内容を記載)		許可番号	(許可の内容を記載)	15 cm
処理住所	鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地			15 cm	
業者名氏名	鳥取〇〇株式会社	連絡先	0857 00-0000	15 cm	
管理責任者名	〇〇 〇〇			15 cm	
50 cm      50 cm      25 cm      25 cm				105 cm	
150 cm					

「許可年月日」、「許可番号」欄は、許可後に、許可証に記載されている内容を記載します。新規許可申請時はその旨を記入してください。

屋外の容器による保管又は屋内保管の場合は、「保管の最高高さ」欄は削除して差し支えありません。

「産業廃棄物の種類」には原則、許可証に記載される名称を表示します。その際「石綿含有産業廃棄物」「水銀含有産業廃棄物廃棄物」の取扱いの有無の記載を忘れずに。

保管施設の表示

産業廃棄物の積替え保管施設				20 cm
産業廃棄物の種類	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く)			20 cm
保管量	48m <sup>3</sup>	保管の最高高さ	3m	20 cm
処理住所	鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地			20 cm
業者名氏名	鳥取〇〇株式会社	連絡先	0857 00-0000	20 cm
50 cm      50 cm      50 cm				100 cm
150 cm				

# 誓約書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

**鳥取県知事 または 鳥取市長 様**

○年○月○日

申請者

住所 **鳥取県鳥取市東町○丁目○○番地**

氏名 **鳥取○○株式会社**

**代表取締役 東部 鳥太郎**

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法

内 訳		金 額 (千 円)
事業の開始に要する資金の総額		<b>19,000</b>
土 地		<b>購入費 5,000</b>
事 務 所		〇〇本社 造成費 2,500 建設費 5,000 〇〇支店 造成費 1,500 建設費 3,000
収集運搬車両		<b>購入費 2,000</b>
積替保管施設		
調 達 方 法	自 己 資 金	<b>10,000</b>
	借 入 金	<b>9,000 (〇×銀行)</b>
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること		

既存の施設を使用する場合にあっては、「既存の施設を使用するため、新たな資金必要なし」と記載し、土地等の金額は空欄としてください。

(第9面)

## 資産に関する調書(個人用)

〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
現金預金	○×銀行定期預金		3,000
有価証券	(株)○×の株式	1,000株	1,000
未収入金			
売掛金			
受取手形			
土 地	自宅宅地 駐車場土地	110㎡	20,000
建 物	自宅	1棟	12,000
備 品			
車 両	ダンプ	3台	3,000
そ の 他			
資 産 計			39,000
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額(千円)
長期借入金	○×銀行		19,000
短期借入金	△□銀行		500
未払金			
預り金			
前受金			
買掛金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			19,500

事業の開始資金の調達方法が借入金である場合に添付してください。

## 借 入 金 償 還 計 画

- ・「当該事業開始に必要な借入金合計額」を含まない額としてください。
- ・当該事業開始年度に、事業開始用借入金以外に別途借入金がある場合は、こちらに含めてください。

当該事業開始年度における借入金残高 0 円

当該事業開始に必要な借入金合計額 20,000,000 円

- ・「事業の開始に要する資金総額及び資金調達計画」に記載の借入金と整合を図ってください。

当該事業開始年度借入金合計額 20,000,000 円 (〇〇年〇〇月〇〇日現在)

- ・上記の二項目を合計した金額を記載してください。

(単位: 千 円)

年度		前年度	当該年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	年度
区分									
	借入金残高	4,000	20,000	16,000					
	償還金	4,000	4,000	4,000					
上記に対する財源	当期利益	2,800	4,100	5,700					
	減価償却費	1,400	1,400	1,500					
	計	4,200	5,500	7,200					

・年度当初の借入金額を記載してください。

・記載する金額は単位を必ず記載してください。

・当該年度内における償還金を記載してください。

・上記償還金に対する財源を記載してください。  
・当期利益、減価償却費以外に財源がある場合は、空欄にその内容、金額を記載してください。

直近の決算において、債務超過または3期連続の赤字がある場合のみに作成・提出します。

## 経 営 再 建 計 画 書

### 1 財務改善計画

#### (1) 負債・純資産内訳 (〇〇年3月31日現在)

(単位:千円)

	科 目	残 高	個 別 内 容
固定負債	長期借入金	80,000	〇〇銀行〇〇支店
流動負債	短期借入金	10,000	〇〇銀行〇〇支店
	買掛金	5,000	
	支払手形等	3,430	支払手形3,000、預り金400、未払金30
負債合計		98,430	
純資産	資本金	10,000	
	積立金等	5,000	法定準備金2,500、退職手当積立金2,500
	未処分利益	△30,000	
純資産合計		△15,000	

繰越欠損がある場合には、  
マイナス表記(△)をしてください。

\* 計画時点の貸借対照表、融資関係書類(写)等を添付する。

#### (2) 返済等改善計画

(単位:千円)

年 度		直近決算	〇〇年	〇〇年	〇〇年	〇〇年	〇〇年	
負債の部	固定負債残高	80,000	70,000	60,000	50,000	40,000	30,000	
	流動負債残高	18,430	15,000	13,000	3,000	3,000	3,000	
	計	98,430	85,000	73,000	53,000	43,000	33,000	
	増減内訳	返済額		△13,430	△12,000	△20,000	△10,000	△10,000
		債務免除						
その他								
純資産の部	資本金	10,000	10,000	10,000	20,000	20,000	20,000	
	積立金等	5,000	5,000	5,000	7,500	7,500	7,500	
	未処分利益	△30,000	△39,000	△36,600	△32,100	△22,500	△9,300	
	計	△15,000	△24,000	△21,600	△4,600	5,000	18,200	
	増減内訳	増資等				10,000		
		当期利益		△9,000	2,400	4,500	9,600	13,200
その他					2,500			

前年数値との増減の内訳を記入してください。  
借入金の返済や債務免除などはマイナス表記(△)をしてください。

次ページの「収支改善計画」中の  
当期利益と同額を記入して下さい。

5年後までに債務超過の状態や単年度の最終赤字解消される計画であることが必要です。

2 収支改善計画

(単位:千円)

年 度		直近決算	〇〇年	〇〇年	〇〇年	〇〇年	〇〇年
収 入	売 上 高 (A)	80,000	85,000	90,000	100,000	110,000	120,000
	営業外収入等 (B)	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	計 (C) = (A) + (B)	85,000	90,000	95,000	105,000	115,000	125,000
支 出	経 費 (D)	80,000	89,000	81,000	85,000	89,000	93,000
	販売原価	20,000	23,000	26,000	29,000	32,000	35,000
	一般管理費	60,000	66,000	55,000	56,000	57,000	58,000
	営業外費用等 (E)	10,000	10,000	10,000	12,500	10,000	10,000
	計 (F) + (D) + (E)	90,000	99,000	91,000	97,500	99,000	103,000
税引前当期利益 (C) - (F)		△5,000	△9,000	4,000	7,500	16,000	22,000
当期利益		△5,000	△9,000	2,400	4,500	9,600	13,200

- \* 営業外収入等、営業外費用等には特別利益、特別損失をそれぞれ含むこと。
- \* 積算根拠を添付すること

当期利益は、税引前当期利益×0.6で算出してください。(赤字の場合は税引前当期利益と同額)  
5年後まで単年度の最終赤字が解消される計画であることが必要です。

3 事業運営に当たっての自助努力、効率化等計画  
 (人員削減、営業所の統廃合、分社化等具体的に記載する。)

- 事業全般に関するもの
  - 人員削減等による一般管理費の削減
  - 増資による運転資金の確保
  - 借入金の圧縮
- 産業廃棄物処理業に関するもの
  - 新規取引先の開拓による売上の増加
  - 配車計画の効率化等による原価の増加抑制

4 経営改善に当たって、金融機関、取引先等からの支援策

支援企業等名	支援の内容、条件等
(株)〇〇産業	出資による経営支援(〇〇年 10,000千円)
	融資・出資等の場合は具体的な時期、金額、利率等の条件(予定・見込みでも可)を記入してください。

- \*注 取引先等との間で、支援に関する覚書等があれば写しを添付する。
- \*備考: これに代わる関係書類があり、具体性があればそのもので差し支えない。

## 事業収支計画

本書類は、新規設立法人などの場合であって、納税証明書等の財務関係のその他の書類が提出できない場合に、提出してください。

区 分		計 画											
		〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度	〇〇年度				
収 益	事業 収益	<b>産業廃棄物処理業</b>	7,500,000 <small>(半年分を見込む)</small>	15,000,000	}	産業廃棄物処理業に係る収入を記入してください。 積算根拠 = 年間取扱量(予定量)[t又はm <sup>3</sup> ] × 処理料金[円/t又はm <sup>3</sup> ]							
		事業外収益	18,000,000	18,900,000	}	産業廃棄物処理業以外の事業に係る売上総利益及びその他営業外収益等総合計を記入してください。 積算根拠として、事業実績を元にし、今後の伸び等の算出の根拠を添付してください。							
		計	25,500,000	33,900,000									
費 用	営業 費用	<b>産業廃棄物処理業</b>	6,000,000	12,000,000	}	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員給料手当、作業員給料手当、福利厚生費、消耗品費、広告・宣伝費、車両燃料・修理費、土地・建物賃借料、減価償却費、保険料、租税公課、その他営業費等の合計額を産業廃棄物処理業とその他の事業とに区別できる場合は、それぞれについて実績等をふまえて記入してください。</li> <li>・新規の場合は、上記費用の予想額を算出し、その合計額を記入してください。</li> </ul>							
		<b>〇〇事業営業費</b>	14,400,000	15,120,000									
		営業外費用	<b>支払利息</b>	1,000,000	1,000,000	}	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借入金全体について、その利息の合計額を記入してください。なお、参考資料として、借入金償還計画を添付してください。</li> </ul>						
	計		21,400,000	28,120,000	}	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低5年間の計画を示してください。</li> <li>・金額については、概算となることから、千円単位でも差し支えありません。</li> </ul>							
	当期利益		4,100,000	5,780,000									

備考 積算根拠の明細書を添付のこと



## ■一部の添付書類を省略して申請する場合の留意点

更新許可・変更許可に係る申請時や優良産廃処理業者認定制度の認定を受けている申請者にあつては、一部の書類を省略することができます。

その際には「省略する添付書類の標題」と「省略の理由」を記載した書面を添えて申請願います。推奨様式と記載例を次ページに示します。他県申請で同類の書類があればそれを活用してもらっても差し支えありません。

## 省略する添付書類一覧

- ・最左欄の省略する書類分類に「○」を付与して示します。
- ・右欄に省略非該当の書類がある場合は、「書類標題を削除（ワープロ作成の場合）する」もしくは「取り消し線を加筆する」のどちらかで示してください。

申請者  
氏名 **鳥取〇〇株式会社**

下表に○印のある書類については、次の事由により省略します。

### 1 省略する添付書類

○は省略	書類分類	書類標題 非該当書類名を削除するか、非該当書類に取消し線の加筆をして省略する書類を示してください。
	1	<input type="checkbox"/> 事業計画の概要
○	2	<b>【運搬車両等の関係書類】</b> <input type="checkbox"/> 運搬車両の写真 <input type="checkbox"/> 運搬車両の車検証(写)、 <del>□ 船舶国籍証書及び船舶検査証書(写)</del> <input checked="" type="checkbox"/> <del>運搬車両の使用承諾書又は裸傭船契約書</del> <input type="checkbox"/> 運搬容器の写真
	3	<b>【土地関係（事務所・駐車場）】</b> <input type="checkbox"/> 事務所、駐車場の見取図、配置図 <input type="checkbox"/> 不動産登記法第14条に規定する地図又は公図（駐車場） <input type="checkbox"/> 土地・建屋の登記事項証明書（駐車場） <input type="checkbox"/> 土地・建屋の使用承諾書（駐車場）
	4	<b>【会社関係】</b> <input type="checkbox"/> 定款、寄附行為 <input type="checkbox"/> 申請法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
○	5	<b>【住民票等】</b> <input type="checkbox"/> 関係者（申請者、役員、株主、使用人ほか）の住民票及び各者の登記事項証明書 … <input type="checkbox"/> 株主が法人の場合は、その法人の登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 誓約書
	6	<b>【財務関係】</b> <input type="checkbox"/> 法人税の納税証明書、 <input type="checkbox"/> 確定申告書 <input type="checkbox"/> 貸借対照表、 <input type="checkbox"/> 損益計算書 <input type="checkbox"/> 株主資本等変動計算書、 <input type="checkbox"/> 個別注記表
	7	<b>【積替え保管ありの場合の必要書類】</b> <input type="checkbox"/> 積替え保管施設の見取図、配置図、施設・建屋の平面図、立面図、断面図、構造図 <input type="checkbox"/> 不動産登記法第14条に規定する地図又は公図（積替え保管施設） <input type="checkbox"/> 排水（汚水・雨水）の経路図 <input type="checkbox"/> 施設の表示内容を記載した書類 <input type="checkbox"/> 維持管理計画書 <input type="checkbox"/> 関係法令等に係る許可証

・該当する事由内容を選択し、当てはまる書類分類番号に「○」印を付与して示します。または、「書類分類番号を削除（ワープロ作成の場合）する」もしくは「取り消し線を加筆する」の方法でも結構です。

### 2 省略する事由

該当する書類分類※	事由内容	備考
<del>1・2・3・7</del>	前回の提出内容と変更がないため	
(5)	先行許可証を提出したため	・同時申請の場合は、次のように備考欄に記載してください。
<del>1・4・6</del>	優良産廃処理業者認定制度の認定・確認を受けているため	
(2)	備考欄に示す他の廃棄物処理業許可との同時申請のため	<b>特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可申請書面へ添付します。</b>

※該当番号に「○」を付けるか、非該当番号を削除もしくは非該当番号に取消し線の加筆をして示してください。

## ■変更許可の取扱い

事業の拡大に伴い「事業の範囲」を変更する場合は、変更許可の申請が必要です。

例 取り扱う産業廃棄物の品目を追加する場合、品目の限定条件を解除する場合  
新たに積替え保管施設を設置して積替え保管の事業を始める場合ほか

必要書類は、次ページの「産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書」及び「原則として許可申請の際と同様の書類一式」が必要となります。

詳細は窓口へお問い合わせください。

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	
〇〇年〇〇月〇〇日	
鳥取県知事 または 鳥取市長 様	
申請者	
住所	鳥取県鳥取市東町〇丁目〇番地
氏名	鳥取〇〇株式会社 代表取締役 東部 鳥太郎 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
電話番号	0857-00-0000
産業廃棄物収集運搬業	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、 産業廃棄物処分業 の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
許可の年月日及び許可番号	〇〇年〇〇月〇〇日 第 03100*****号
収集運搬業・処分業の区分	特別管理産業廃棄物・収集運搬業
許可に係る事業の範囲(収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む)を記載すること。)	現行の許可証のとおり(別添コピー参照) ・許可証に記載の情報を記載します。 ・普通産廃or特管産廃の別も記載します。 ・許可証のコピーを添付し、次のように記載すれば支障ありません。 ・変更の内容について簡潔に記載します。
変更の内容	・品目の追加(廃酸、廃アルカリ) ・積替え保管施設「なし」から「あり」への変更
変更理由	事業の拡大にともなうもの
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号(産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。)	別紙のとおり ・別紙のとおりと記載し、別資料にて説明します。
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	別紙のとおり
※ 事務処理欄	

・第2～3面は、許可申請書とほぼ同一内容です。申請者等の住所・氏名、法人の出資状況など

## ■変更届の記載例

次ページの表に示す事項について変更したときは、変更の日から10日以内（法人の名称、住所及び役員の変更については、変更の日から30日以内）に、変更届出書を提出しなければなりません。

よくある変更届（①役員・株主等、②運搬車両等）の記載例を次々ページ以降に示しますので参考にしてください。

## 【（特別管理）産業廃棄物収集運搬業関係／変更届出事項・必要書類一覧】

※暗部セルは「積替え保管あり」の場合の特有項目

変更事項 書類	氏名 (個人)	名称 (法人)	住所		法定 代理人	役員 (法人)	株主等 (法人)	使用人	事務所 所在地	運搬 車両等 ※1	駐車場	積替え 保管施設 ※2
			法人	個人								
変更届出書	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
事業計画の概要										○		○
運搬車両の車検証(写) 又は船舶国籍証書及び 船舶検査証書(写)等 (保冷車の場合、自動 車メーカー発行の証明 書等)										○		
運搬車両の使用承諾書 又は裸備船契約書 (コピー可)										○		
運搬車両等の写真										○		
事務所、駐車場及び積 替え保管施設付近の見 取図			○						○		○	○
施設の配置図											○	○
積替え保管施設の平面 図等												○
施設の表示の内容を記 載した書類												○
不動産登記法第14条 既定の地図、公図 (コピー可)											○	○
土地、建屋の登記事項 証明書(積替え保管施 設、駐車場)(コピー可)											○	○
土地・施設・建屋の使 用承諾書(積替え保管 施設、駐車場)(コピー可)											○	○
維持管理計画書												○
法人の履歴事項全部証 明書(コピー可)		○	○			○						
株主法人の履歴事項全 部証明書(コピー可)						○						
定款、寄付行為		○										
講習会修了証(写)※3						○		○				
権限確認書類								○				
住民票(コピー可)	○			○	○	○	○	○				
登記事項証明書(コピー可)	○				○	○	○	○				
手続条例が適用されな いことを説明する書類 (手続条例を登載しない場合)※4												○
許可証	○	○	○			○	※5					○

※1：運搬車両又は船舶の増減、構造、規模の変更の場合

※2：所在地、面積、積替え保管を行う産業廃棄物の種類（事業の範囲に変更のある場合は、業の変更許可が別途必要です。）、保管上限、積上げる最高高さの変更の場合

※3：許可申請時に提出している者が変更した場合

※4：手続条例施行規則第3条の各号のいずれにも該当しないことを証明する書類

※5：許可証に記載されている法人代表者を変更した場合



産業廃棄物処理業 ~~廃止~~ 届出書  
**変更**

〇〇年 〇〇月 〇〇日

**鳥取県知事 または 鳥取市長** 様

- ・「変更」を選択します。
- ・「廃止」の文字削除は「取り消し線付与」か「削除」で表現します。

届出者  
住所 **鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地**  
氏名 **鳥取〇〇株式会社**  
**代表取締役 東部 鳥太郎**  
電話番号 **0857-00-000**

・許可証に記載のある「許可の日」「許可番号」を記載します。

〇年〇月〇日付け第03101000000号で許可を受けた産業廃棄物処理業に係る以下の事項について ~~廃止~~ **変更** したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項を除く。)	<b>役員:東部 新太郎(取締役)</b> <b>株主:東部 新太郎(7%保有)</b>  <b>運搬車両:合計19台(新規2台、廃車3台)</b>  <b>詳細は別紙のとおり</b>	<b>役員:東部 鳥子(取締役)</b> <b>株主:東部 鳥子(7%保有)</b>  <b>運搬車両:合計20台</b>

変更した事項の内容(規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項)

- ・新と旧で変更の前後の情報を記載します。
- ・記載欄が少ない場合は、別紙でその情報を整理します。

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人			
(ふりがな) 名 称		住 所	
(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員含む)、株主、出資をしている者及び使用人の変更			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍	住 所
とうぶ しんたろう <b>東部 新太郎</b>	<b>昭和〇年〇月〇日</b>	<b>鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地</b>	<b>鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地</b>
	<b>取締役・株主</b>	<b>鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地</b>	

・記載人数が少ない場合は、ここですべてを記載しますが、多数の場合は別紙で整理することを推奨します。

廃止又は変更の理由 **役員、株主、運搬車両の変更**

備考

- この届出書は、廃止又は変更の日から10日(法人で規則第10条の10第3項第1号又は第2号の規定により登記事項証明書を添付すべき場合)にあつては、この様式の例により作成した書面を添付すること。
- 各欄にその記載事項のすべてを記載すること

- ・すべての変更事項を記載します。
- ・ほか、「法人名称の変更」「事務所所在地の変更」「駐車場の変更など」

# 変更届・記載例①・・・役員・株主の変更の場合

## 変更届出書に添付する必要書類

<input type="checkbox"/> 申請法人の履歴事項証明書 (法務局で入手)	<input type="checkbox"/> 講習会修了証 (修了者が退任した場合のみ)
<input type="checkbox"/> 役員等の住民票 (市町村役場等で入手・本籍入り・マイナンバー不要)	<input type="checkbox"/> 役員等の登記事項証明書 (いわゆる「登記されていぬいこと証明書」、法務局で入手)
<input type="checkbox"/> (追加株主が法人の場合) 株主法人の履歴事項証明書 (法務局で入手)	<input type="checkbox"/> 許可証 (代表者の変更が生じる場合等、許可証書換えが発生するため)

変更者多数の場合は、下の推奨様式で整理が便利です。

…………… ( 推 奨 記 載 様 式 ) ……………

### 1 役員・株主等の新旧対照表

新			旧		
氏名・法人名	役職・新	保有株式数 (比率%)	氏名・法人名	役職・退	保有株式数 (比率%)
人物 A	代表取締役	2,500 株 50%	人物 A	代表取締役	2,500 株 50%
			人物 B	取締役 (退)	1,500 株 30%
人物 C			人物 C	取締役	
人物 D	取締役 (新)		人物 D	監査役	
人物 E	取締役 (新)				
人物 F	株主 (新)	1,500 株 30%			
株主法人 G	株主法人	1,000 株 20%	法人 G	株主法人	1,000 株 20%

- ・役員・株主等のすべてを列挙し、新旧並べて記載します。
- ・株主の場合は、持ち株比率は5%以上の者のみの列挙です。
- ・新任/退任の別を記載します。

### 2 新たに追加する役員・株主等の情報

(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍
	役 職 名・呼 称	住 所
人物 E	平成〇年〇月〇日	鳥取県……
	取締役	鳥取県……
人物 F	平成〇年〇月〇日	鳥取県……
	株主	鳥取県……

- ・今回の変更届に伴う「新任者のみ」の必要情報を記載します。
- つまり、新旧対照表の両欄に名前が挙がる者は不要ということ。  
(上の例であれば、人物D・・・監査役から取締役への役職変更)

## 変更届・記載例② ……運搬車両の変更の場合

変更届出書に添付する必要書類

<input type="checkbox"/> 様式指定ありの書類	
事業計画 2面 (車両一覧)	新車両のみだけでなく、保有する全ての車両一覧が必要です。新旧すべての車両一覧を記載し、備考欄に「新規・廃止」の別を記載してください。
事業計画 5面 (環境保全措置)	前述の申請書記載例を参考としてください。 ※減車の場合は不要
運搬車両の写真 第6面	前述の申請書記載例を参考としてください。 ※減車の場合は不要
<input type="checkbox"/> 車検証のコピー	<input type="checkbox"/> 車両の使用承諾書 (自社保有でない場合のみ)

…………… ( 推 奨 記 載 様 式 ) ……………

「事業計画の概要」：第2面／運搬車両の一覧と同一表

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コンテナ専用車	鳥取100 あ 00・00	3,800	鳥取〇〇株式会社	
2	キャブオーバー	鳥取100 い 00・00	8,000	同上	
3	タンク車	鳥取100 う 00・00	5,000	同上	新規
4	タンク車	鳥取100 え 00・00	5,000	同上	
5	タンク車	鳥取100 お 00・00	5,000	同上	廃止
6	タンク車	鳥取100 か 00・00	5,000	同上	廃止
7	タンク車	鳥取100 き 00・00	5,000	同上	↑
8	タンク車	鳥取100 く 00・00	5,000	同上	
9	タンク車	鳥取100 け 00・00	5,000	同上	
10	タンク車	鳥取100 こ 00・00	5,000	同上	

・備考欄に「新規」・「廃止」の別を記入します。

- ・変更届の必要書類一覧にある「手続き条例が適用されないことを説明する書類」の推奨書類です。
- ・積替え保管施設、中間処理施設に変更がある場合に必要となります。

## 手続き条例が適用されないことを説明する書類


申請者

住所 **鳥取県鳥取市東町〇丁目〇〇番地**

氏名 **鳥取〇〇株式会社**  
**代表取締役 東部 鳥太郎**

このたびの変更については、下記のとおり鳥取県（鳥取市）廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則第3条の各号のいずれにも該当しません。

記

項目	該当の有無
(1) 一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行う廃棄物処理施設等における廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第8条第1項、第14条第6項、第14条の4第6項若しくは第15条第1項の許可に係る申請書に記載した処理能力、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)第12条第1項、第13条第1項若しくは第14条第1項に基づく届出書に記載した焼却能力又は無害化処理実証試験施設に係る条例第5条第1項の事業計画書に記載した処理能力(以下単に「処理能力」といい、当該処理能力の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のものをいう。以下同じ。)の変更を伴う承継等であって、その変更前の処理能力の10パーセント以上の増大を伴うもの	無し  施設の 処理能力は 変わらない
(2) 産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え又は保管のための施設(以下「積替え保管施設」という。)における法第14条第1項又は法第14条の4第1項の許可に係る申請書に記載した積替えのための保管上限(複数の産業廃棄物を取り扱う積替え保管施設にあっては、それぞれの産業廃棄物に係る保管上限の合計とし、当該保管上限の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のものとする。)の変更を伴う承継等であって、その変更前の保管上限の10パーセント以上の増大を伴うもの	無し  保管上限の 5%の増大となる 
(3) 排ガスの性状、排水の水質等周辺区域の生活環境の保全のために達成することとした数値(以下「環境保全目標値」という。)の変更を伴う承継等(当該変更によって生活環境に対する影響が増大するものに限る。)	無し
(4) 廃棄物処理施設等の設置者が関係住民又は関係市町村長との間で締結した生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定の内容の変更を伴う承継等(当該協定の変更について合意し、変更協定の締結を得たものを除く。)	無し
(5) 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(同項の許可に係るものに限る。)、一般廃棄物処理施設、特定小型焼却施設(当該施設の新設又は変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けていないものに限る。)又は無害化処理実証試験施設の更新	無し

・特記コメント、説明があれば記載します。

**(特別管理)産業廃棄物収集運搬業（積替え保管あり）  
許可申請用チェックシート**

No.	確認欄	内 容
1	<input type="checkbox"/>	<b>(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業許可申請書</b>
	<input type="checkbox"/>	(1) 申請者
	<input type="checkbox"/>	・氏名・住所が住民票（法人は、登記事項証明書）の内容と一致しているか。
	<input type="checkbox"/>	(2) 事業の範囲
	<input type="checkbox"/>	・特定製品の産業廃棄物のみを取り扱う場合、括弧書きで当該品目の具体的な名称を記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	・取り扱う産業廃棄物の種類に間違いはないか。また、品目数に間違いはないか。
	<input type="checkbox"/>	・積替え保管の実施の有無を記載しているか
	<input type="checkbox"/>	(3) 事務所の所在地
	<input type="checkbox"/>	(4) 事業場の所在地
	<input type="checkbox"/>	(5) 事業の用に供する施設の種類及び数量
	<input type="checkbox"/>	・別紙は添付しているか。
	<input type="checkbox"/>	(6) 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地、面積、積替え又は保管する産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
	<input type="checkbox"/>	・別紙は添付しているか。
	<input type="checkbox"/>	(8) 既に処理業の許可を有している場合は、その許可番号
	<input type="checkbox"/>	(9) 申請者
	<input type="checkbox"/>	・氏名、生年月日、本籍、住所が住民票（法人は、登記事項証明書）の内容と一致しているか。
	<input type="checkbox"/>	・ふりがなは記載してあるか。
	<input type="checkbox"/>	(10) 法定代理人、役員、株主等、使用人
	<input type="checkbox"/>	・氏名・生年月日・本籍・住所が住民票等と一致しているか。
	<input type="checkbox"/>	・役員は、登記事項証明書の内容と一致しているか。
<input type="checkbox"/>	・ふりがなは記載してあるか。	
<input type="checkbox"/>	・発行済み株式の総数、出資の額は、登記事項証明書の内容と一致しているか。	
2	<input type="checkbox"/>	<b>事業計画の概要</b>
	<input type="checkbox"/>	(1) 事業の全体計画
	<input type="checkbox"/>	(2) 収集運搬する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等
	<input type="checkbox"/>	・運搬先又は運搬元が鳥取県以外の場合、運搬先又は運搬元の自治体の産業廃棄物収集運搬業許可証（写）を添付しているか。
	<input type="checkbox"/>	(3) 運搬施設の概要
	<input type="checkbox"/>	・自動車登録番号又は船舶番号は、自動車車検証又は船舶国籍証書等の内容と相違ないか。
	<input type="checkbox"/>	・駐車場について、記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	・感染性産業廃棄物を運搬する場合「その他の運搬施設」の保冷機能を確認できる書類が添付されているか。
	<input type="checkbox"/>	・PCBを運搬する場合、「運搬容器等の構造図」等の書類が添付されているか。
	<input type="checkbox"/>	・積替え保管施設について、全ての保管施設を記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	・保管能力の根拠書類（計算書）は添付してあるか。
	<input type="checkbox"/>	・施設の配置図に記載のNo.と整合が取れているか。
	<input type="checkbox"/>	・駐車場、積替え保管施設について、設置場所の所在、地番が記載されているか。
	<input type="checkbox"/>	・土地の登記事項証明書に記載の所在・地番・地目と一致しているか。
	<input type="checkbox"/>	・土地の公図に記載した施設の位置と整合があるか。
<input type="checkbox"/>	(4) 収集運搬業務の具体的な計画	
<input type="checkbox"/>	・運搬する廃棄物を適正に運搬できる車両が記載されているか。	
<input type="checkbox"/>	・従業員数は役職毎に記載されているか。	
<input type="checkbox"/>	(5) 環境保全措置の概要	
3	<input type="checkbox"/>	<b>運搬車両の写真</b>
	<input type="checkbox"/>	・車両番号が確認できるものか。
	<input type="checkbox"/>	・事業計画の概要（第2面）に記載の車両又は船舶と整合が取れているか。
<input type="checkbox"/>	・自動車登録番号又は船舶番号は、自動車車検証又は船舶国籍証書等の内容と相違ないか。	

No.	確認欄	内 容
4	<input type="checkbox"/>	<b>運搬車両の車検証（写）又は船舶国籍証書及び船舶検査証書（写）等</b>
	<input type="checkbox"/>	・有効期間は満了していないか。
	<input type="checkbox"/>	・事業計画の概要（第2面）に記載の車両又は船舶と整合が取れているか。
	<input type="checkbox"/>	・感染性産業廃棄物を運搬する場合、「保冷車」であることを確認できる書類が添付されているか。
5	<input type="checkbox"/>	<b>運搬車両の使用承諾書又は裸備船契約書（写）</b>
	<input type="checkbox"/>	・所有者及び使用者とも申請者でない運搬車両又は船舶について、すべて添付しているか。
	<input type="checkbox"/>	・定期備船契約書が添付されている場合、申請者の責任が明示されているか。
6	<input type="checkbox"/>	<b>運搬容器等の写真</b>
	<input type="checkbox"/>	・運搬容器等の全体がわかるものか。
	<input type="checkbox"/>	・事業計画の概要（第2面）に記載の運搬容器等と整合が取れているか。
7	<input type="checkbox"/>	<b>事務所・事業所・積替え保管施設付近の見取図</b>
8	<input type="checkbox"/>	<b>施設の配置図</b>
	<input type="checkbox"/>	・事務所、駐車場を、わかりやすく記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	・囲い、雨水排水路、排水処理設備、悪臭防止設備、表示の設置位置は記載されているか。
9	<input type="checkbox"/>	<b>積替え保管施設・建屋の平面図、立面図、断面図、構造図</b>
	<input type="checkbox"/>	・処理に使用するすべての施設について、整備しているか。
	<input type="checkbox"/>	・施設全体の図面を添付しているか。
10	<input type="checkbox"/>	<b>排水（汚水・雨水）の経路図</b>
	<input type="checkbox"/>	・排水路、排水処理設備の設置場所を記載しているか。
	<input type="checkbox"/>	・水勾配を記載しているか。
11	<input type="checkbox"/>	<b>施設の表示の内容を記載した書類</b>
	<input type="checkbox"/>	・積替え保管施設のすべてについて、整備しているか。
	<input type="checkbox"/>	・保管数量に間違いがないか。
12	<input type="checkbox"/>	<b>不動産登記法第14条規定の地図又は公図（積替え保管施設、駐車場）</b>
	<input type="checkbox"/>	・事業計画の概要（第2、3面）に記載の駐車場と整合が取れているか。
	<input type="checkbox"/>	・駐車場の位置を記載しているか。
13	<input type="checkbox"/>	<b>土地、施設の登記事項証明書（積替え保管施設、駐車場）</b>
	<input type="checkbox"/>	・3か月以内のものか。
	<input type="checkbox"/>	・事業計画の概要（第2、3面）に記載のすべての土地、積替え保管施設として利用する建屋について、整備しているか。
	<input type="checkbox"/>	・地目が田・畑・保安林の土地については、関係法令（農地法等）の手続きが必要なことについて情報提供したか。
14	<input type="checkbox"/>	<b>土地、建屋の使用承諾書（積替え保管施設、駐車場）</b>
	<input type="checkbox"/>	・使用期間が過ぎていないか。
	<input type="checkbox"/>	・施設進入路に係る書類は整備されているか。
15	<input type="checkbox"/>	<b>維持管理計画書</b>
16	<input type="checkbox"/>	<b>定款、寄付行為</b>
17	<input type="checkbox"/>	<b>申請法人の登記簿謄本</b>
	<input type="checkbox"/>	・3か月以内のものか。
18	<input type="checkbox"/>	<b>事業を行うに足りる知識・技能説明書類（講習会修了証（写））</b>
	<input type="checkbox"/>	・講習会受講修了者は、代表者若しくは業務を行う役員又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者か。
19	<input type="checkbox"/>	<b>権限確認書類</b>
	<input type="checkbox"/>	・講習会受講修了者の役職がわかるものか。
	<input type="checkbox"/>	・講習会受講修了者の権限がわかるものか。
20	<input type="checkbox"/>	<b>申請者の住民票、登記事項証明書</b>
	<input type="checkbox"/>	・3か月以内のものか。
	<input type="checkbox"/>	・住民票は、本籍（外国人にあつては国籍等）の記載があるものか。
21	<input type="checkbox"/>	<b>誓約書</b>
22	<input type="checkbox"/>	<b>法定代理人の住民票、登記事項証明書</b>
	<input type="checkbox"/>	・3か月以内のものか。

No.	確認欄	内 容
	<input type="checkbox"/>	・住民票は、本籍（外国人にあつては国籍等）の記載があるものか。
23	<input type="checkbox"/>	<b>役員の住民票、登記事項証明書</b>
	<input type="checkbox"/>	・すべての役員について、添付しているか。
	<input type="checkbox"/>	・3か月以内のものか。
	<input type="checkbox"/>	・住民票は、本籍（外国人にあつては国籍等）の記載があるものか。
24	<input type="checkbox"/>	<b>株主等の住民票、登記事項証明書</b>
	<input type="checkbox"/>	・すべての株主等について、添付しているか。
	<input type="checkbox"/>	・3か月以内のものか。
	<input type="checkbox"/>	・住民票は、本籍（外国人にあつては国籍等）の記載があるものか。
25	<input type="checkbox"/>	<b>株主等の登記事項証明書</b>
	<input type="checkbox"/>	・3か月以内のものか。
26	<input type="checkbox"/>	<b>使用人の住民票、登記事項証明書</b>
	<input type="checkbox"/>	・3か月以内のものか。
	<input type="checkbox"/>	・住民票は、本籍（外国人にあつては国籍等）の記載があるものか。
27	<input type="checkbox"/>	<b>事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法</b>
28	<input type="checkbox"/>	<b>法人税の納税証明書</b>
	<input type="checkbox"/>	・直前3年分を整備しているか。
29	<input type="checkbox"/>	<b>確定申告書（写）</b>
	<input type="checkbox"/>	・直前3年分を整備しているか。
30	<input type="checkbox"/>	<b>賃借対照表</b>
	<input type="checkbox"/>	・直前3年分を整備しているか。
	<input type="checkbox"/>	・債務超過又は3期以上連続して赤字となっている場合は、経営再建計画書を添付しているか。
31	<input type="checkbox"/>	<b>損益計算書</b>
	<input type="checkbox"/>	・直前3年分を整備しているか。
32	<input type="checkbox"/>	<b>株主資本等変動計算書</b>
	<input type="checkbox"/>	・直前3年分を整備しているか。
33	<input type="checkbox"/>	<b>個別注記表</b>
	<input type="checkbox"/>	・直前3年分を整備しているか。
34	<input type="checkbox"/>	<b>資産に関する調書</b>
35	<input type="checkbox"/>	<b>所得税の納税証明書</b>
36	<input type="checkbox"/>	<b>融資関係書類の写、金融機関からの借入金に係る貸付決定書等</b>
37	<input type="checkbox"/>	<b>借入金償還計画</b>
38	<input type="checkbox"/>	<b>経営再建計画書</b>
	<input type="checkbox"/>	・計画時点での賃借対照表、融資関係書類（写）等は添付しているか。
	<input type="checkbox"/>	・5年後までに債務超過の状態や単年度の最終赤字が解消されていること。
39	<input type="checkbox"/>	<b>事業収支計画</b>
	<input type="checkbox"/>	・新規設立法人などの場合、添付しているか。
	<input type="checkbox"/>	・積算根拠の明細書は添付しているか。
40	<input type="checkbox"/>	<b>関係法令等に係る許可証等</b>